

## リサーチ・アドバイザー部会要綱

### (趣旨)

第1条 総合評価諮問会議要綱第5条に基づき、研究計画及び研究成果等の調査研究事業全般に係る評価を実施するため、総合評価諮問会議の下にリサーチ・アドバイザー部会(以下、「部会」という。)を設ける。

### (委員の委嘱)

第2条 リサーチ・アドバイザーは、理事長が委嘱する。

### (委員の資格基準)

第3条 リサーチ・アドバイザーとなることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学、研究機関等において教授又はこれに相当する研究員以上の職にある者であって、専門研究領域において相当の研究業績および研究指導能力を有するもの。
- 二 前号と同等以上の能力を有すると認められる者。

### (委員の任期)

第4条 部会の委員の任期は2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (部会長)

第5条 部会に部会長を置き、委員の互選により選任する。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (議事)

第6条 部会は、理事長が招集する。

2 部会は、原則として、毎年度3回開催する。また、必要に応じ、随時開催することができる。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

### (審議結果の取扱い)

第7条 部会は、その審議結果を総合評価諮問会議に報告する。

(部会の庶務)

第8条 部会の庶務は、研究調整部において行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成15年12月1日から適用する。